

様式第6号（第7条関係）

始 生 環 530号
令和5年9月15日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

株式会社 カナザワ
代表取締役 金沢 幸一 様

始良市長 湯元 敏浩



令和5年9月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、始良市一般廃棄物及び清掃に関する条例第12条の規定により、次のとおり許可します。

| | |
|------------------|--|
| 許 可 番 号 | 始良市一般廃棄物処理業許可第30号 |
| 事務所及び事業所の所在地 | 事務所 〒899-5653 始良市池島町38-1-202 事業所 〒891-1303 鹿児島市本城町720番地1 |
| 氏 名 (名称及び代表者) | 株式会社 カナザワ 代表取締役 金沢 幸一 |
| 廃棄物の種類 | 一般廃棄物（事業系） |
| 業務の種類 | 収集・運搬 |
| 区 域 | 始良市（ただし、始良市内の事業者から排出される一般廃棄物（生ごみ）を鹿児島市内の飼料化、堆肥化施設及び脱水施設へ運搬するものについては、この限りではない。） |
| 許 可 期 限 | 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで |
| 条件 | 1 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。 2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例」その他関係法令を遵守すること。 3 その他市長が指示した事項を遵守すること。 |